

随意契約及び比較見積省略理由書

交通監視用テレビ中央装置高度化整備工事は、交通管制センター既設の交通監視用テレビ中央装置に搭載するソフトウェアの設定変更や接続に必要な機器製作、設定調整であり、交通監視用テレビ中央装置を製作したパナソニックコネクト（株）でなければ、施工は困難である。

また、交通監視用テレビ中央装置に不具合や故障が発生した場合、動作保証対応が可能な専門知識、技術がなければ、施工の安全性は確保できない。

これらの条件を満たすのは、交通監視用テレビ中央装置を製作したパナソニックコネクト（株）のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積書の徴取を省略するものである。